



山形県公報

令和7年11月28日（金）
第660号
毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

○山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………（会計局）…1141

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域健康福祉課）…1142
○公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…同
○農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同
○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森林ノミクス推進課）…1143
○同……………（同）…同
○同……………（同）…1144
○道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
○都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課）…1145

公安委員会関係

規 則

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………同
○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………1146

公 告

○駐車監視員資格者講習の実施……………（公安委員会）…1148
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（中央病院）…1149

正 誤

規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第60号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項に次の1号を加える。

（12）山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）第2条第1項第4号ロに規定する手数料

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

告示

山形県告示第818号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	ピース本町 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル	就労選択支援	令和7.12.1

山形県告示第819号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東置賜郡高畠町大字夏茂地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年11月1日から令和8年3月23日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第820号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
上山市	3者	上山市永野字堀切3098番ほか3筆
天童市	3者	天童市大字寺津字鳥田3114番ほか5筆
山辺町	8者	東村山郡山辺町近江12番1ほか18筆
寒河江市	22者	寒河江市大字寒河江字砂川原790番1ほか48筆
河北町	32者	西村山郡河北町大字田井字大官野1013番1ほか112筆
大江町	3者	西村山郡大江町大字三郷字小替沢乙2470番ほか8筆

東根市	5者	東根市大字藤助新田字吉野1553番1ほか13筆
新庄市	3者	新庄市大字萩野字吉沢7754番ほか18筆
真室川町	4者	最上郡真室川町大字大沢字蟻喰3977番4ほか8筆
川西町	33者	東置賜郡川西町大字堀金字坂町1456番1ほか176筆
遊佐町	8者	飽海郡遊佐町増穂字後新田98番ほか1019筆

2 認可年月日

令和7年11月20日

山形県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字大井沢字仁川3227-2、3449-1、字山葵島3245、3349-10、3689から3691まで、3692-1、3692-2、3693、4430

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山葵島3245・3349-10・3689（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

東村山郡山辺町大字要害字熊ノ前574-1、575、576、字黒坂693、873、889、891-2、894、897-1、901-5から901-11まで、946-1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ノ前576・字黒坂873・894・901-10・901-11・946-1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

二 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字高峰字松元4345-5、4346-1、4346-4、4347から4349まで、4351-1、4351-2、4352、4353-1、4353-2、4354、4355-1、4355-2、4356、4357、4360-2、4361から4363まで、4363-1、4364から4368まで

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和7年11月28日から同年12月12日まで縦覧に供する。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 347号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市大字母袋字サヤド217番6から 同 216番2まで	旧	48.0 メートル 11.1	メートル 38
尾花沢市大字母袋字サヤド217番6から 同 215番2まで	新	53.3 メートル 11.1	同上

山形県告示第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 米沢都市計画道路

(2) 名称 3・4・3号万世橋成島線、3・4・10号通町花沢線、3・4・16号万世町関根線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・3号万世橋成島線

イ 追加する部分 米沢市万世町片子、万世町片子字前川原、通町八丁目

ロ 削除する部分 米沢市万世町片子、東大通三丁目、通町七丁目、通町八丁目、福田町一丁目、太田町二丁目、本町三丁目、本町二丁目、本町一丁目、太田町三丁目

(2) 3・4・10号通町花沢線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(3) 3・4・16号万世町関根線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和7年11月28日から同年12月12日まで

(2) 場所 県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに米沢市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

公安委員会関係**規則**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

山形県公安委員会
委員長 柴 田 瞳 子

山形県公安委員会規則第12号**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（聴聞決定予定日通知書の様式）

第2条 施行規則第6条の4第2項（施行規則第74条の3において準用する場合を含む。）に規定する「当該特定の日を記載した通知書」は、様式第1号の聴聞決定予定日通知書とする。

様式第1号を次のように改める。

山形公委 第 号
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を下記のとおり通知する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第4条第1項第8号ロ又は法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取得できることとなります。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

山形県公安委員会
委員長 柴田 喬子

山形県公安委員会規則第13号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「駐車許可証を」を「駐車許可証（第9条第7項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を」に改める。

第9条第1項第4号ア及び第2項第4号ア中「重量又は長大な貨物の積卸しで」を「重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第11項中「廃棄」を「廃棄（第7項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、第8条第1項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はそ

の者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別記様式第8号の2中

届出に係る自動車	車名	
	車種	
	年式	
	自動車登録番号	

を

届出に係る自動車	車名	
	車種	
	年式	
	自動車登録番号	
	車台番号	

に改める。

別記様式第27号の2の2中

氏名 生年月日	男・女 年月日生（歳）
住所	電話番号

を

(フリガナ) 氏名 生年月日	男・女 年月日生（歳）
住所	電話番号
免許証の番号又は 免許情報記録の番号	

に改める。

別記様式第27号の3中

氏名 生年月日	男 女 年月日生（歳）
------------	-------------------

を

(フリガナ) 氏名 生年月日	男 女 年月日生（歳）
----------------------	-------------------

に改める。

別記様式第31号の2中

氏名	
----	--

を

(フリガナ) 氏名	に改める。
--------------	-------

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年11月28日

山形県公安委員会
委員長 柴田曜子

1 日時及び場所

内 容	日 時	場 所
講 義	期 日 令和8年1月13日（火）及び同月14日（水）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間 受付 午前8時30分から午前8時45分まで 講義 午前8時45分から午後5時まで 指示 午後5時から午後5時15分まで	
修了考查	期 日 令和8年1月20日（火）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間 受付 午前9時から午前9時15分まで 考查 午前9時30分から午前10時30分まで 発表 午前11時30分から午後0時30分まで	

2 受講申込書の受付期間等

(1) 受付期間

令和7年12月1日（月）から同月12日（金）まで

(2) 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

3 受講申込書の提出先及び提出方法

(1) 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

(2) 提出方法

受講希望者本人が持参すること。代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）1通

受講申込書は交通指導課で配布または山形県警察本部ホームページよりダウンロード可能。

(2) 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

(3) 受講手数料20,000円（相当する額の山形県収入証紙を、受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

(4) 返信用切手110円分

5 定員

受講定員は10名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締切る。

6 講習受講に必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票
- (2) 筆記用具

7 その他

本講習及び考查についての問い合わせは、交通指導課（電話023(626)0110 内線5124）に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年11月28日

山形県立中央病院長 鈴木克典

1 落札に係る物品等の名称及び数量

循環器用バイプレーン血管撮影装置 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地

電話番号023(685)2623

3 落札者を決定した日 令和7年10月1日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号

5 落札金額 231,000,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和7年8月22日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和7. 6.27	第616号	707	下から13	松之本95-2	字松之本95-2

令和7年11月28日印刷
令和7年11月28日発行

発行所 山形県
発行人 山形県